

秋田県立総合射撃場条例施行規則をここに公布する。  
令和二年七月二十八日

秋田県知事 佐竹 敬久

#### 秋田県規則第四十五号

秋田県立総合射撃場条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、秋田県立総合射撃場条例（平成七年秋田県条例第四十一号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(開場期間)

第二条 秋田県立総合射撃場（以下「総合射撃場」という。）の開場期間は、狩猟技術訓練施設にあつては三月一日から十一月三十日までとし、ライフル射撃場にあつては通年とする。

2 知事は、必要があると認めるときは、前項に定める開場期間を変更することができる。

(開場時間)

第三条 総合射撃場の開場時間は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

一 狩猟技術訓練施設 次の(一)及び(二)に定める時間

(一) 水曜日（国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）第三条に規定する休日（以下「休日」という。）に当たる日を除く。）の午前九時から正午まで

(二) 日曜日、土曜日及び休日の午前九時から午後三時まで

二 ライフル射撃場 午前九時から午後五時まで

2 知事は、必要があると認めるときは、前項に定める開場時間を変更することができる。

(休場日等)

第四条 総合射撃場の休場日は、次に掲げる日とする。

一 月曜日（その日（一月一日を除く。）が休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日）

二 一月一日から同月三日までの日

三 十二月二十九日から同月三十一日までの日

2 知事は、必要があると認めるときは、臨時に休場日を設け、又は前項に定める休場日を変更することができる。

3 知事は、必要があると認めるときは、休場日であっても総合射撃場を使用させることができる。

(使用の許可の申請等)

第五条 条例第二条第一項の規定により使用の許可を受けようとする者は、別に定めるところにより、申請書を知事に提出しなければならない。

2 知事は、総合射撃場の使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、使用の許可をしないものとする。

一 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。

二 総合射撃場の管理上支障があると認められるとき。

(使用料の減免の申請)

第六条 条例第五条の規定による使用料の減免を受けようとする者は、別に定めるところにより、申請書を知事に提出しなければならない。

(指定管理者に管理を行わせる場合の開場期間等)

第七条 条例第七条の規定により総合射撃場の管理を指定管理者に行わせる場合(以下「指定管理者に管理を行わせる場合」という。)の総合射撃場の開場期間、開場時間及び休場日は、第二条第一項、第三条第一項及び第四条第一項の規定にかかわらず、第二条第一項に定める開場期間、第三条第一項に定める開場時間及び第四条第一項に定める休場日を基準として指定管理者があらかじめ知事の承認を受けて定めるものとする。これらを変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者に管理を行わせる場合における第二条第二項、第三条第二項並びに第四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「知事」とあるのは「指定管理者」と、第二条第二項、第三条第二項及び第四条第二項中「前項に定める」とあるのは「第七条第一項の規定による」とする。

3 指定管理者は、第一項の規定により開場期間、開場時間及び休場日を定め、若しくは変更し、又は前項の規定により読み替えて適用される第二条第二項、第三条第二項若しくは第四条第二項の規定によりこれらを変更し、若しくは臨時に休場日を設けたときは、その開場期間、開場時間及び休場日を総合射撃場の入口その他公衆の見やすい場所に掲示するほか、必要な周知に努めなければならない。

(指定管理者に管理を行わせる場合の使用の許可の申請等)

第八条 指定管理者に管理を行わせる場合における第五条の規定の適用については、同条第一項中「第二条第一項」とあるのは「第八条第二項の規定により読み替えて適用される条例第二条第一項」と、「別に定めるところにより、申請書を知事に提出しなければ」とあるのは「指定管理者の定めるところにより、指定管理者に申請しなければ」と、同条第二項中「知事」とあるのは「指定管理者」と、「しないものとする」とあるのは「してはならない」とする。

2 指定管理者は、前項の規定により読み替えて適用される第五条第一項の規定により使用の許可の申請に係る手続を定めたときは、その周知に努めなければならない。

(補則)

第九条 この規則に定めるもののほか、総合射撃場の管理に関し必要な事項は、別に定める。

2 前項の規定により別に定めるもののほか、指定管理者に管理を行わせる場合の総合射撃場の管理に関し必要な事項は、指定管理者があらかじめ知事の承認を受けて定めるものとする。ただし、当該事項のうち知事が軽微なものと認めるものについては、当該承認を受けることを要しない。

附則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和二年八月二十九日から施行する。  
(スポーツに関する施設の管理に関する規則の一部改正)
- 2 スポーツに関する施設の管理に関する規則(平成二十二年秋田県規則第四号)の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第一章～第七章 略</p> <p>第八章 削除</p> <p>第九章・第十章 略</p> <p>附則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第一条 この規則は、秋田県立体育館条例(昭和四十三年秋田県条例第五十五号)第十条、秋田県立スケート場条例(昭和四十六年秋田県条例第五十七号)第十条、秋田県立野球場条例(昭和四十七年秋田県条例第二十五号)第十条、秋田県立運動広場条例(昭和四十九年秋田県条例第四十四号)第十二条、秋田県スポーツ科学センター条例(昭和五十三年秋田県条例第四十八号)第八条、秋田県立総合プール条例(昭和五十八年秋田県条例第二十一号)第十条、秋田県立田沢湖スポーツセンター条例(平成十年秋田県条例第四十四号)第十四条及び秋田県立武道館条例(平成十五年秋田県条例第八十六号)第十条の規定により、秋田県立体育館、秋田県立スケート場、秋田県立野球場、運動広場、秋田県スポーツ科学センター、秋田県立総合プール、秋田県立田沢湖スポーツセンター及び秋田県立武道館の管理に關し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第八章 削除</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第七章 略</p> <p>第八章 秋田県立総合射撃場(第四十六条―第五十三条)</p> <p>第九章・第十章 略</p> <p>附則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第一条 この規則は、秋田県立体育館条例(昭和四十三年秋田県条例第五十五号)第十条、秋田県立スケート場条例(昭和四十六年秋田県条例第五十七号)第十条、秋田県立野球場条例(昭和四十七年秋田県条例第二十五号)第十条、秋田県立運動広場条例(昭和四十九年秋田県条例第四十四号)第十二条、秋田県スポーツ科学センター条例(昭和五十三年秋田県条例第四十八号)第八条、秋田県立総合プール条例(昭和五十八年秋田県条例第二十一号)第十条、秋田県立総合射撃場条例(平成七年秋田県条例第四十一号)第十条、秋田県立田沢湖スポーツセンター条例(平成十年秋田県条例第四十四号)第十四条及び秋田県立武道館条例(平成十五年秋田県条例第八十六号)第十条の規定により、秋田県立体育館、秋田県立スケート場、秋田県立野球場、運動広場、秋田県スポーツ科学センター、秋田県立総合プール、秋田県立総合射撃場、秋田県立田沢湖スポーツセンター及び秋田県立武道館の管理に關し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第八章 秋田県立総合射撃場</p>

(開場期間)

第四十六条 秋田県立総合射撃場（以下この章において「総合射撃場」という。）の開場期間は、クレー射撃場にあつては三月一日から十一月三十日までとし、ライフル射撃場にあつては通年とする。

2 知事は、必要があると認めるときは、前項に定める開場期間を変更することができる。

(開場時間)

第四十七条 総合射撃場の開場時間は、午前九時から午後五時までとする。

2 知事は、必要があると認めるときは、前項に定める開場時間を変更することができる。

(休場日等)

第四十八条 総合射撃場の休場日は、次に掲げる日とする。

一 月曜日（その日（一月一日を除く。）が休日にあたるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日）

二 一月一日から同月三日までの日

三 十二月二十九日から同月三十一日までの日

2 第三条第二項及び第三項の規定は、総合射撃場の休場日の取扱い等について準用する。

(使用の許可の申請等)

第四十九条 秋田県立総合射撃場条例（以下この章において「条例」という。）第二条第一項の規定により総合射撃場の使用の許可を受けようとする者は、知事の定めるところにより、申請書を知事に提出しなければならない。

2 第四条第二項の規定は、総合射撃場の使用の許可について準用する。

(使用料の減免の申請に関する規定の準用)

第五十条 第五条の規定は、条例第五条の規定による使用料の減免を受けようとする場合について準用する。

(指定管理者に管理を行わせる場合の開場期間等)

第五十一条 条例第七条の規定により総合射撃場の管理を指定管理者に行わせる場合（以下この章において「指定管理者に管理を行わせる場合」という。）の総合射撃場の開場期間、開場時間及び休場日は、第四十六条第一項、第四十七条第一項及び第四十八条第一項の規定にかかわらず、第四十六条第一項に定める開場期間、第四十七条第一項に定める開場時間及び第四十八条第一項に定める休場日を基準として指定管理者があらかじめ知事の承認を受けて定めるものとする。これらを変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者に管理を行わせる場合における第四十六条第二項、第四十七条第二項並びに第四十八条第二項において準用する第三条第二項及び第三項の規定の適用については、第四十六条第二項、第四十七条第二項及び第四十八条第二項において準用する第三条第二項中「知事」とあるのは「指定管理者」と、「前項に定める」とあるのは「第五十一条第一項の規定により定めた」と、「ことがある」とあるのは「ことができる」と、第四十八条第二項において準用する第三条第三項中「知事」とあるのは「指定管理者」と、「ことがある」とあるのは「ことができる」とする。

3 指定管理者は、第一項の規定により開場期間、開場時間及び休場日を定め、若しくは変更し、又は前項の規定により読み替えて適用される第四十六条第二項、第四十七条第二項若しくは第四十八条第二項において準用する第三条第二項の規定によりこれらを変更し、若しくは臨時に休場日を設けたときは、その開場期間、開場時間及び休場日を総合射撃場の入口その他公衆の見やすい場所に掲示するほか、必要な周知に努めなければならない。

（指定管理者に管理を行わせる場合の許可の申請等）

第五十二条 指定管理者に管理を行わせる場合における第四十九条の規定の適用については、同条第一項中「第二条第一項」とあるのは「第八条第二項の規定により読み替えて適用される条例第二条第一項」と、「知事の定めるところにより、申請書を知事に提出しなければ」とあるのは「指定管理者の定めるところにより、

	<p>指定管理者に申請しなければ」と、第四十九条第二項において準用する第四条第二項中「知事」とあるのは「指定管理者」と、「しない」とあるのは「してはならない」とする。</p> <p>2 指定管理者は、前項の規定により読み替えて適用される第四十九条第一項の規定により使用の許可の申請に係る手続を定めたときは、その周知に努めなければならない。</p> <p>(補則)</p> <p>第五十三条 この章に定めるもののほか、総合射撃場の管理に関し必要な事項は、別に定める。</p> <p>2 前項の規定により別に定めるもののほか、指定管理者に管理を行わせる場合の総合射撃場の管理に関し必要な事項は、指定管理者があらかじめ知事の承認を受けて定めるものとする。ただし、当該事項のうち知事が軽微なものと認めるものについては、当該承認を受けることを要しない。</p>
--	---

3 (スポーツに関する施設の管理に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

この規則の施行の際現に前項の規定による改正前のスポーツに関する施設の管理に関する規則の規定により知事又は指定管理者に対してされている総合射撃場の使用の許可の申請その他の行為は、この規則の規定により知事又は当該指定管理者に対してされている総合射撃場の使用の許可の申請その他の行為とみなす。